



最近の相談事例から

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顕
弁護士・医師 福田 友洋

【事例】

私は、脳神経外科病院の院長をしています。

先日、他院から、未破裂脳動脈瘤が発見されてコイル塞栓術を希望している患者さん（男性、50才、以下「Aさん」）を紹介されました。

当病院のB医師が担当医となり、コイル塞栓術を行ったところ、術中に脳内出血が生じてしまい、緊急開頭手術を行ったのですが脳梗塞となり上肢及び下肢に重い後遺障害が残ってしまいました。

本日、Aさんから委任を受けた弁護士から以下の内容の通知文が届きました。「Aさんの場合には経過観察という選択肢もあったにもかかわらず、B医師からは、その説明を全く受けていない。Aさんが経過観察を選択してコイル塞栓術を受けなければ、合併症により障害が残る体になることもなかったのだから、貴病院には賠償責任がある」というもので、後遺障害が残ったことによる逸失利益、後遺障害慰謝料、精神的苦痛に対する慰謝料など合計1億円近い額の支払いを求めるものでした。

Aさんの未破裂脳動脈瘤の大きさは最大径が5.5mmであり、通常なら当病院では経過観察選択についても、十分説明してから手術を実施するのですが、B医師に確認したところ、コイル塞栓術希望による転院だったので（なお、Aさんは、当病院に来院する前に複数の脳神経外科を受診していました）、コイル塞栓術とクリッピング手術の選択肢を示して、それぞれの手術の危険性については十分説明したが、定期的に経過観察を行いつつ手術するか否かを判断していくことについては、全く説明していないとのことでした。

当病院は、Aさんから請求を受けている額全てについて損害賠償義務を負わざるを得ないのでしょうか。

【回答】

貴病院は、説明義務違反によりAさんの自己決定権を侵害したことによる精神的苦痛に対する慰謝料として数百万円程度の賠償義務を負う可能性はありますが、その他の損害賠償義務を負う可能性は低いと考えます。

【解説】

1 総論

医師は、患者の疾患の治療のために手術を実施するに当たっては、診療契約に基づき、特別の事情のない限り、患者に対し、当該疾患の診断（病名と病状）、実施予定の手術の内容、手術に付随する危険性について説明すべき義務があると解されています（最高裁平成13年11月27日第3小法廷判決）。医師が患者に予防的な療法（術式）を実施するに当たって、医療水準として確立した療法（術式）が複数存在する場合には、その中のある療法（術式）を受けるという選択肢とともに、いずれの療法（術式）も受けずに保存的に経過を見るという選択肢も存在し、そのいずれを選択するかは、患者自身の生き方や生活の質にも関わるものもあるし、また、上記選択をするための時間的な余裕もあることから、患者がいずれの選択をするかにつき熟慮の上、判断することができるよう、医師は各療法（術式）の違いや経過観察も含めた各選択肢の利害得失について分かりやすく説明す

ることが求められます（最高裁平成18年10月27日第2小法廷判決）。

2 未破裂脳動脈瘤はその大きさ、形、部位、手術のリスク、患者の平均余命等により、手術の他に経過観察をすることも選択肢の一つとされています。従って、経過観察の選択肢が考えにくいという特殊な場合を除き、担当医には患者に対して、手術だけではなく経過観察を行うという選択肢の存在や、その選択をした場合の利害得失を説明する義務があります。

B医師も通常は経過観察についての説明を行っていたようですが、今回は、Aさんが、他院からの紹介でコイル塞栓術を希望する患者であるという情報があったため、経過観察についての説明を怠ってしまいました。B医師からすれば、Aさんはコイル塞栓術を受けることは既に決めていたのだから、経過観察にとどめるという選択肢を説明する必要などないだろうと言いたいところだと思います。

しかし、Aさんが前の医療機関で、未破裂脳動脈瘤の治療方法について具体的にどのような説明を受けていたのかは実際のところは確定できません。もしかすると、前の医療機関ではコイル塞栓術を勧められたものの、リスク説明に不安を感じたので断念し、その後最適の治療法を求めて当病院を受診したところ思いのほかコイル塞栓術のリスクが低いことから思い切って施術を決意しただけにすぎず、できれば手術は避けたかったのが本心なのかもしれません。手術希望の患者であるというだけでは、手術以外の選択肢を説明する医師の義務が免除されるわけではなく、経過観察も選択肢として考えられる場合には、原則として説明義務の対象となるので注意が必要です。

3 医師の立場からすれば、未破裂脳動脈瘤に対する治療は外科的治療のみであり、他に保存的療法というべきものは存在せず、運動療法や食

事療法などによっては、脳動脈瘤の破裂を予防することはできないので、外科的治療以外の選択肢について説明すべき義務はないと考えがちです。特に、今回のように他院から外科的治療希望との紹介があった患者さんの場合には特にその傾向が強くなりますが、当該患者さんの状況で経過観察も選択肢となる場合には、説明義務違反となり患者さんの自己決定権を侵害したとして精神的苦痛に対する慰謝料（数百万円程度）支払義務が認められる可能性があります。

他方で、Aさんは複数の医療機関でコイル塞栓術に関する説明を受けており、特に当病院ではB医師から詳細にそのリスク説明を聞いてもなお施術を希望したことからしますと、未破裂脳動脈瘤に対する治療を受けることなく放置する意思はなく、むしろ当病院を受診した当時、未破裂脳動脈瘤を放置することによる自然経過に伴う破裂のリスクを強く恐れていたものと思われます。従って、仮に、経過観察を行う選択肢が存在する旨の説明を受けたとしても、最終的にはやはりコイル塞栓術を受けた可能性は相当程度存在したとみることができますから、「説明義務違反がなければ、コイル塞栓術を受けなかった」とまでは確定できず（法律用語では、「高度の蓋然性までは認め難い」と表現されます）、後遺障害逸失利益等の損害賠償義務は発生しないことになります。

逆に言うと、脳ドックで未破裂脳動脈瘤を指摘された後、当病院を受診したというような患者のケースですと、「説明義務違反がなければ、コイル塞栓術を受けなかった」という認定を受け、高額の損害賠償義務を負うことになる可能性があるので、注意が必要です。未破裂脳動脈瘤に対する治療の他に、美容形成の手術についても、治療が必須とは言い難いがゆえに、「説明義務違反がなければ、手術を受けなかった」という認定を受けやすいといえますので、注意が必要です。

4 保存療法の選択肢に関する説明の問題とは少し離れますが、広島高裁令和3年2月24日判決が、コイル塞栓術前の説明義務について、医療機関に対して厳しい判断を示しています。

広島高裁は、コイル塞栓術前に、「術中破裂があった場合には開頭手術では救命することができないことを説明すべき義務があった」、「クリッピング術との比較検討をすることができる程度に、本件動脈瘤について、二つの葉状の構成成分を有するものであり、ダブルカテーテルを用いなければならぬほどコイル塞栓術が難しいものであることを説明すべき義務があった」、及び「クリッピング術との比較検討をすることができる程度に、本件動脈瘤が存在する前交通動脈について、コイル塞栓術の困難な部位の一つであることを説明すべき義務があった」と判断しました。特に、破裂脳動脈瘤の事案であって、未破裂脳動脈瘤の事案と比較して、医師が十分な説明を行い、患者が十分に治療方法を選択する時間的余裕があったとも言い

難い事情があるにもかかわらず、このような高度な説明義務があるとの判断を示しました。

「二つの葉状の構造」や「ダブルカテーテル」といった高度に医学的な説明をしても、患者は医師の説明についてこれないというのが、臨床現場の先生方の率直な感覚かと思いますが、このような高度に医学的な説明内容についても、ときには説明義務違反を問われるということは十分に念頭に入れてご対応いただく必要があるものと判断します。

5 最近当会会員医療機関でも、胃がんの治療方針として内視鏡的切除術の他に経過観察の選択肢についても説明すべきであるとして精神的慰謝料支払が命じられた裁判例も存在しておりますので、先生方におかれましては、手術前の説明内容の中に経過観察という選択肢が漏れていないか今一度ご確認していただければと思います。

3月号表紙写真



「ハクチョウの落穂ひろい
(月形町にて)」

渡り鳥のハクチョウは毎年雪解けとともに、3月～4月にかけて本州から北海道を経由して、ロシアのシベリアへ向かいます。

夏はシベリアで繁殖・子育てをして、また10～11月の秋に北海道を通じて本州で越冬します。その移動距離は約3,000～4,000kmで、その飛行能力と方向の正確さには驚くすばらしい能力です。

中田 勝義（清田区支部）